

不適正な消火器の訪問販売、点検にご注意！

消火器を設置している一般住宅を訪問し、不適正な消火器の訪問販売を行ったり、事業所を訪問し、消火器の販売や点検、消火薬剤の詰め替えを行い、高額の料金を請求するトラブルが発生しています。

このような言葉に注意してください！

○一般住宅へは・・・

- ・「消防署のほうから来ました。消火器を点検します。」
- ・「住宅にも消火器が義務付けられました。」
- ・「古い消火器を回収します。」
- ・「そろそろ交換の時期です。」

などと言って消火器を斡旋します。

一般家庭において消火器の設置義務はありません。

点検の義務もありません。

○事業所へは・・・

- ・「いつも点検している者ですが、本社から依頼を受けました。」
- ・「消防署から依頼を受けて来ました。」
- ・「点検の時期が来たので持って行きます。」

などと言って消火器を勝手に点検したり持ち帰ったりします。

トラブルを防ぐために！

- ・不審な場合や、納得できない場合は、はっきり断りましょう。
- ・契約書には、不用意にサインしないようにしましょう。
- ・保守契約をしている業者であるか確認しましょう。待たせてもよいのでよく確認してください。確認がとれるまで点検や詰め替えをさせないでください。

もし契約してしまったら・・・

契約書を渡された日から8日以内であれば、クーリングオフ制度を使用できますので、契約書や領収書を大切に保管し、消費生活センターに相談してください。

※ 消防署では、消火器の販売、回収などは行っていません。